

可児市いじめ重大事態調査報告書

【令和5年度（2023年度）事案No. 1】

令和7年3月3日

可児市教育委員会
いじめ重大事態調査委員会

第1 市教委が重大事態（疑いを含む。）と認めた事由

児童生徒・保護者からの申し立てにより、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項第1号に該当すると判断したため。

第2 調査の目的、調査組織の構成

1 調査の目的

本調査は法的責任追及ではなく、重大事態に対処し当該重大事態と同種の事態の発生防止に資することを目的として、公平・中立の立場で事実確認、学校対応の検証分析を行うことで同種の事態の発生防止に向けた提言等を行う。

2 調査組織の構成

調査主体は可児市教育委員会（以下「市教委」という。）であり、可児市子どものいじめの防止に関する条例（平成24年可児市条例第23号。以下「条例」という。）第19条の規定により、法第28条第1項に規定する重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため市教委が設置している第三者組織である本委員会、「可児市教育委員会いじめ重大事態調査委員会」（以下「調査委員会」という。）が本事案の事実関係を明らかにするための調査、分析等を行った。

本事案に係る調査委員会の構成員は、次のとおりである。

| | 氏名 | 役職（推薦団体） |
|----------|-------|-------------------------|
| 委員長 | 宮本 正一 | 中部学院大学教育学部特任教授 |
| 委員（団体推薦） | 鈴木 友美 | 弁護士（岐阜県弁護士会） |
| 委員（団体推薦） | 徳広 圭子 | 社会福祉士（岐阜県社会福祉士会） |
| 委員（団体推薦） | 石丸 千絵 | 臨床心理士（岐阜県臨床心理士・公認心理士協会） |
| 委員（団体推薦） | 早川 貞子 | 学校心理士（日本学校心理士会 岐阜支部） |
| 委員 | 児玉 佳也 | 精神科医 |

※任期は、令和5年4月1日～令和7年3月31日

ただし、児玉佳也委員については、令和5年4月1日～令和7年1月28日まで

第3 当該事案の概要

1 基礎情報（事件当時）

- ・発生した学校 可児市立*****
- ・対象児童生徒 年 氏名： (性別) A
- ・関係児童生徒 年 氏名： (性別) B

2 当該事案の概要

令和5年9月29日 掃除の時間、タイマーを先に止めた Cの態度に腹を立て叩きかけていた Bと、それを止めようとした Aがもみ合いになった。 Bが Aをたたいたり蹴ったりした。その後、 Aは、同年10月4日にわき腹の痛みを訴え、同年10月6日病院受診をしたところ、左第9、第10肋骨が骨折していることが判明した。

第4. 調査の内容

1 調査方法

- ・調査委員会で、各種学校提出資料等から資料分析を行った。
- ・調査委員会の委員が、A調査班、B調査班及び学校調査班の3班に分かれ、聴き取り調査を行った。
- ・調査委員会の委員が、可児市いじめ防止専門委員会及び市教委の聴き取り調査を行った。

2 調査内容

(1) 調査委員会の活動状況

| 日 | 活動 | 内容 |
|-----------|--------------------------|--|
| 令和6年2月20日 | 第1回調査委員会会議 | 事案の概要及び学校提出資料等から今後の方針等について、調査主体を学校とすることを前提とし、市教委から意見を求められた。 |
| 3月21日 | 第2回調査委員会会議 | 市教委から意見を求められた事案の概要、調査方針、詳細調査について協議するとともに、本調査主体を市教委主体とすることを提言した。市教委は、調査主体を市教委とすることを決定し、本事案については、市教委が調査委員会に諮問し、本調査委員会が重大事態に係る事実関係を明確にするための調査等を行うことが決定した。 |
| 5月8日 | 聴き取り調査事項の共有 | 詳細調査の聴取内容等について調査委員会で共有した。 |
| 6月21日 | 第3回調査委員会会議 (書面開催) | 今後の詳細調査の方針等について決議した。 |
| 7月 | 詳細調査（聴き取り調査） | 調査委員会が詳細調査を行った。 |
| 8月26日 | 第4回調査委員会会議 | 上記詳細調査（聴き取り調査）の各調査班からの報告・検討を行った。 |
| 10月4日 | 可児市いじめ防止専門委員会聴き取り調査 | 可児市いじめ防止専門委員会の聴き取り調査を行った。 |
| 11月7日 | 可児市いじめ防止専門委員会及び市教委聴き取り調査 | 可児市いじめ防止専門委員会及び市教委の聴き取り調査を行った。 |
| 11月12日 | 第5回調査委員会会議 | 事実関係の検討・協議を行った。 |
| 12月10日 | 第6回調査委員会会議 | 事実関係の検討・協議を行った。学校対応等の方針について |

| | | |
|-----------|-------------|--------------------------------|
| | | 協議を行った。 |
| 令和7年1月14日 | 第7回調査委員会会議 | 事実関係の検討・協議、学校対応等・提言について協議を行った。 |
| 2月3日 | 第8回調査委員会会議 | 報告書案の内容について、検討・協議を行った。 |
| 2月25日 | 第9回調査委員会会議 | 報告書案の内容について、検討・協議を行った。 |
| 3月3日 | 第10回調査委員会会議 | 報告書案の内容について、検討・協議を行った。 |

(2) 調査委員会の詳細調査

委員が次の3班に分かれ聴き取り調査を実施した。

▶A調査班

- ・聴取対象者：■■■■ A、■■■■ Aの母
- ・調査日：令和6年7月27日

▶B調査班

- ・聴取対象者：■■■■ Bの母
- ・調査日：令和6年7月20日

▶学校調査班

- ・聴取対象者：関係教職員等 10人（担任、隣級担任（■■■■）の担任をいう。以下同じ。）、養護教諭、特別支援学級担任、生徒指導担当、教務主任、教頭、校長、スクールカウンセラー、スクールサポーター）
- ・調査日：令和6年7月30日

(3) 可児市いじめ防止専門委員会及び市教委聴き取り調査

▶市教委等調査班

ア 可児市いじめ防止専門委員会

- ・聴取対象者：可児市いじめ防止専門委員会 4人（委員長、事務局長、事務局職員2人）
- ・調査日：令和6年10月4日、11月7日

イ 市教委

- ・聴取対象者：市教委 1人（令和5年度学校教育課指導主事）
- ・調査日：令和6年11月7日

(4) 関係資料等の確認分析

学校提出関係資料（■■■■ Aの出欠状況、事件当日の時間割、■■■■ A及び■■■■ Bの指導要録、■■■■ A及び■■■■ Bの支援計画、■■■■ A、■■■■ B及び学級のWEBQアンケート、学校全教職員からの聴取記録、教室内配置図・写真、学校いじめ防止基本方針等）、市教委提出関係資料（市教委対応記録等）等から資料分析を行った。

第5 当該事案の事実経過

1 ■■■ A及び保護者の訴え

(1) ■■■ Aの訴え

(事件当日隣級担任が聴取)

■■■ Bがつかみかかってきたからそれを外すために手のひらを逆さにそらした。

(事件当日保健室にて養護教諭が聴取)

■■■ Cがやられそうになったので、止めに入った。その際、■■■ Bに叩かれた。蹴られた。両腕が痛い。■■■ Bが掴みかかってきたからそれをはずすために、手のひらを逆さにそらした。

(調査委員会で聴取)

教室の中に掃除の終わりを知らせるタイマーがある。そのタイマーを普段から押しがって押す■■■ Cがいる。その日は、■■■ Bがタイマーを押しがっていた。でも、■■■ Cが押したため、■■■ Bが怒って、■■■ Cを追いかけようとした。それで(■■■ Aが)割に入った。その後、■■■ Bと喧嘩になってしまった。そのときに怪我をした。自分は痛みに鈍い人だから、その時に怪我をしたという認識はなかった。1週間くらいたってから、横腹がずきずきとした痛みが出た。多分1週間くらいかけて痛みが増したという感じである。でも、普通に歩けたし、食欲もあったし、普通の生活ができるくらいの痛みだった。

■■■ Bに対し、事件当日には、■■■ Bがいろいろと文句を言っていたため、腹が立ったと話したが、その後、その気持ちはない。

(2) 保護者の訴え

同年12月7日、■■■ Aの保護者の弁護士と名乗る人物から、「いじめ防止対策推進法第28条に基づいて、加害■■■ の氏名、顔写真、保護者名、住所、連絡先の開示を求める。」との連絡があった。翌12月8日、市教委担当者が■■■ Aの保護者の弁護士と名乗る人物に連絡をしたところ、当該弁護士から「本人、保護者共にいじめ事案として扱って欲しい。」との申し出があった。そこで、当該校の校長、教頭らが、同年12月26日、当該保護者にいじめ重大事態の調査の概要について説明をした上で、いじめ重大事態として取り扱うか否かについて令和6年1月10日までに回答して欲しい旨伝えた。そうしたところ、当該保護者から、令和6年1月10日、重大事態として調査をしてほしいとの正式に申立てがなされた。

2 ■■■ Bからの聴取内容

(事件当日隣級担任が聴取)

■■■ Aに手のひらを逆さにそらされて痛かった。

(事件当日、担任が聴取)

■■■ Cとどちらがタイマーを押すかでもめ事になった。■■■ Cがタイマーを押した。押した後の■■■ Cの態度に腹が立って、追いかけた。■■■ Aが■■■ Cと自分の間に入り、両手を広げて止めようとした。背中が痛い。■■■ Aがやった。■■■ Aが押しただから背中が痛い。■■■ Aに手のひらを逆さにそらされて痛かった。

3 他の関係 からの聴取内容

(1) からの聴取内容（同年10月10日、担任が聴取）

タイマーを押す（止める）前に B に対して、嫌な行動を取った。 A が止めてくれたのに、何も言わず放っておいたし、2人がけんか（もみ合い）をしていても何もしなかった。

(2) からの聴取内容

（事件当日隣級担任が聴取）

C がタイマーを止めたことに B が腹を立て、C を追いかけたので、A が B を止めようとした。その後、A と B がもみあいになり、B が A を叩いたり、蹴ったりして、最後に A が B を押して、B が机にぶつかったのが見えた。

（令和5年10月2日の担任による聞き取り内容）

掃除時間中から B と C はちょっとしたことで言い合いをしていた。タイマーがなった時、B もタイマーの音を止めようと、タイマーの方へ行こうとしたけど、C が走って黒板のタイマーのところに行き、B の方を見て、「俺やるもん！」という顔をして音を止めた。B は、「うざい。C がわざわざ振り向いてやった。」と言って、いらだっていた。C が B をすり抜けて、掃除道具入れの方に行った。B は歩いて、C の方に行き殴ろうとしたように見えた。A が「ダメだよ。」と言って、両手を広げて、B を止めた。B が「C が、僕の目の前でタイマーを押してきたんだもの」と言った。A は、「殴ろうとしなくてもいいんじゃない。」と言った。A と B は教室の後ろのほうへ下がって行った。A が B に「殴るぞ。」と言ったところ、B は A の左頬を1回叩いた。B は、続けて A を叩いた。A は我慢していたが、「いい加減にしろ。」と怒鳴り、体を反転させながら、D の席の方に強く押し倒した。机の角に B の背中が当たった。

4 当該事案の経緯

調査を通じて把握した事実の経過は次のとおりである。

(1) 担任の不在

令和5年9月29日、 の教室には、 が在室していた。掃除の時間を計るため、黒板左端に貼ってあるタイマーを （誰であるかは不明）がセットした。掃除が順調に始まったので、担任はこのまま掃除は終われると思ったため、配付資料作成のため、5分程度の予定で職員室へ戻った。 の受け持ちは担任だけであったので、教室の中は だけの状況となった。この時、担任は、 の隣級担任に、自身が教室を離れ、教室には だけになるということは伝えていなかった。

(2) ■■■ Aと■■■ Bのトラブルの経緯

担任が教室を離れたあと、掃除時間の終わりを知らせるタイマーが鳴った。■■■ Cがいつもタイマーを止めていた。この日は■■■ Bもタイマーを止めたかったが、■■■ Cがタイマーを止めた。■■■ Cはタイマーを止める前に、■■■ Bに対し、嫌な行動（■■■ Bの方をみて俺がやるもんという顔をしてタイマーを止めた）をとった。

■■■ Bは、「うざい。■■■ Cがわざわざ振り向いてやった。」と言い、怒っていた。■■■ Cが■■■ Bの横をすり抜けて、掃除道具入れの方へ向かった。■■■ Bは、■■■ Cの方に歩いていき、■■■ Dには、■■■ Bが■■■ Cを殴ろうとしているように見えた。様子を見ていた■■■ Aは、「だめだよ。」と言って、両手を広げて■■■ Bを止めた。その際のやり取りは次のとおりである。

■■■ B：■■■ Cが僕の目の前でタイマーを押してきたんだもの。

■■■ A：殴ろうとしなくてもいいんじゃない？

① ■■■ Aと■■■ Bは教室の後ろへ下がって行った。

■■■ A：殴るぞ。

② ■■■ Bが、■■■ Aの左頬を1回叩いた。続けて叩いた。蹴った。

■■■ A：いい加減にしろ。

③ ■■■ Aは、怒鳴り、体を反転させながら、■■■ Bのことを強く押した。その際、机の角に■■■ Bの背中が当たった。

なお、時期は特定できないが、上記①から③までの間に、■■■ Aが■■■ Bの手のひらを逆さに反らせた。

(3) トラブル後の経緯

■■■ の他の■■■ が、■■■ の隣級担任を呼びに行った。隣級担任が■■■ の教室に来た時には、■■■ Bは興奮して自席に座っており、■■■ Aは、掃除の道具入れのところに立っていた（もっとも、後日学校調査の際に隣級担任にヒアリングをしたところ、■■■ Aと■■■ Bがとっ組み合いみたいにならなっていたので、そこを離す状況だったと述べているため、実際の事実関係は不明である）。その場で隣級担任が■■■ A、■■■ B、■■■ Dから話を聞いた。その内容は上記「第5」「1」（■■■ Aについて）、「2」（■■■ Bについて）、「3」（■■■ ■■■ について）記載のとおりである。

その後、学年主任が教室に来たので、隣級担任は学年主任にその場は任せ、職員室へ担任を呼びに行った。担任が教室に戻った際のクラスの様子は次のとおりであった。

■■■ Aは自席の横で立ち尽くして静かに泣いていた。

■■■ Bは、自席で「■■■ Aが悪い。言葉で言ってくればいいのに体で止めてきた。」と興奮した様子で繰り返し言っていた。

■■■ Dは自席のあたりで泣きじゃくっていた。

ほか■■■ 2名は、掃除道具を持ったまま廊下で立ち尽くしていた。

(4) トラブル後の■■■A及び■■■Bの身体の様子

ア ■■■Aについて

トラブル当日、保健室で両腕が痛いと言った。養護教諭が痛いと言った箇所を見ると、腫れはなく、打撲痕もなかった。■■■Aが「痛かったが、今は大丈夫。」と言ったため、処置はしなかった。その後、担任が保健室に来た際、■■■Aが頬も叩かれていることを養護教諭に伝えたため、頬を保冷剤で冷やした。帰宅の際、担任が保護者に対し事情を説明したときも、保護者も■■■Aが痛いと言った箇所に腫れや打撲痕は無かったことを確認している。

ところが、同年10月4日、■■■Aが■■■Aの保護者にわき腹が痛いと言った。■■■Aの保護者は、「何も内出血があるわけでもないし、紫色になっているわけでもない。」と思ったが、10月6日にX病院を受診、続いて10月12日に同病院の紹介でY病院を受診した。その結果、左第9、第10肋骨が骨折していることが判明した。なお、調査委員会が■■■Aに聴取した際、本件トラブルからわき腹が痛くなるまでの間に、別のことで脇腹が痛くなるような出来事はなかったと述べている。

イ ■■■Bについて

トラブル当日、保健室で背中が痛いと言った。しかし、背中のおつけた患部を冷やすこともシップを貼ることも嫌がり、「何もなくていい。」と言ったため、処置はしなかった。背中に青あざができたが、1週間ほどでそのあざは消えた。

第6 当該事案の事実経過から認定しうる事実

上述した当該事案の事実経過を踏まえると、■■■Aと■■■Bは■■■■■■■■■■に在籍する■■■同士であり、■■■Aは■■■Bから、左頬を1回叩かれ、箇所は不明であるが続けて叩かれ、蹴られたことが認定できる。これは、■■■Bが一定の人的関係にある■■■Aに対し、物理的な影響を与える行為であって、■■■Aが心身の苦痛を感じるものであるから、法第2条第1項のいじめに該当する。一方、■■■Aは、■■■Bとのトラブルが原因で第9、第10肋骨を骨折したと言っているが、■■■Aの第9、第10肋骨骨折の原因となる■■■Bの■■■Aに対する物理的な影響を与える行為が特定できないことから、上記第5、3で認定した事件当日の■■■Bが■■■Aを叩いたり蹴ったりした行為と、■■■Aの第9、第10肋骨骨折との因果関係は、あったともなかったとも認定することができない。

よって、本件は、法第2条第1項に規定する「いじめ」であると認定するが、法第28条第1項第1号に規定する「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた」とは認定することはできない。

第7 学校及び学校の設置者の対応について

1 学校の対応について

(1) 令和5年9月29日

担任は掃除の見届けを行い、このまま掃除を終えられると考え、配付資料作成の

ため、5分程度の予定で職員室へ向かった。この時教室は■■■だけの状況になり、本事案が発生した。

隣級担任は当該学級の■■■に呼ばれ教室へ向かった。隣級担任は、■■■らに状況を聞いた。ここで学年主任が教室に来たため、隣級担任は担任を呼びに職員室へ向かった。

職員室にいた担任は教室に戻り、■■■Aと■■■Bを残し他の■■■を下校させた。その際、■■■Cを迎えに来た■■■Cの保護者には面談にて状況を説明した。

その後、担任は■■■Aを保健室へ移動させ、養護教諭に①身体の確認と②状況の聞き取りを頼んだ。養護教諭は、■■■Aの体の確認を行い、■■■Aが頬を叩かれたと話したため保冷剤を渡した。担任は教室にて■■■Bに聞き取りを行った。その後■■■Bを保健室に移動させ、養護教諭に身体の確認を依頼した。保健室にて再び顔を合わせた■■■Aと■■■Bは共に落ち着きを取り戻しており、■■■Bから「ごめんね。」と声をかけ、■■■Aは「僕も押してごめんね。」と謝罪し合い下校した。

■■■A・■■■Bの保護者への報告は担任が行った。■■■Aの保護者には当日予定されていた個人懇談にて説明を行った。■■■Bの保護者には電話で事情を伝えた。■■■Cの保護者にも電話連絡を行った。

同日、校長は校内でケース会議を開催した。その後、市教委学校教育課指導主事に「暴力事案」として報告をあげた。

(2) 令和5年10月5日

担任は■■■Aの保護者から電話連絡を受けた。内容は、①■■■Aが昨日から脇腹の痛みを訴えた、②明日X病院を受診する等であった。担任は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付（以下「スポーツ振興センター災害給付」という。）に係る書類を準備し、①病院に書類を提出すること、②場合によっては給付金が出ないこともあると説明を添えて手渡した。

(3) 令和5年10月6日

担任は■■■Aの保護者から電話連絡を受けた。内容は、①X病院では肋骨が1本折れていて他にもひびが入っている箇所があることが分かった、②医師からは2週間のコルセット着用と安静を指示された、③2週間後に再度X病院の予約がある等であった。

担任は電話の内容を管理職へ報告した。その際、■■■Bの保護者にも伝達する指示を受け、■■■Bの保護者に架電した（連絡が取れたのは翌日）。

(4) 令和5年10月10日

担任は■■■Aの下校時に迎えに来た■■■Aの保護者から次の報告を受けた。①■■■Bと■■■Bの保護者が自宅に謝罪に来た際、菓子折りと■■■を持ってきた、②■■■を受け取ってもよいか分からないので保険会社に相談したい、③■■■Aは痛み鈍感でしばらく経ってから痛みを訴えることがこれまでもあった等であった。

(5) 令和5年10月11日

担任は■■■Aの保護者から、「レントゲン検査だけでは心配なので総合病院であるY病院を受診したい。」と連絡を受けた。そのため、X病院の受診時と同様、スポーツ振興センター災害給付に係る文書に、①改めてY病院に書類を提出すること、②場合によっては給付金が出ないこともあると説明を添えて手渡した。

(6) 令和5年10月12日

学校は■■■Aの保護者から電話連絡を受けた。内容は、①Y病院でCT検査をした、②診断書も書いてもらった、③この後■■■Aを学校に送っていく等であった。

担任が■■■Aの送迎で来校した■■■Aの保護者に状況を確認すると、①■■■Aが痛みに鈍感であること、②最近■■■Aの食欲が低下していたこと、③10月14日に予定される運動会の参加には競技を選んで参加したいこと、④■■■B保護者からの■■■の受け取りについて保険会社に相談したいこと等が話された。

(7) 令和5年10月21日

■■■AはX病院を受診(再診)。

(8) 令和5年10月23日

■■■AはZ病院を受診。

担任は■■■Aの保護者から電話連絡を受けた。内容は、①10月21日にX病院で再診を受けた、②骨がちょっとずれているから「じっとしててください。」と言われた、③家族で話し合い、心配だからもう一度大きな病院で診てもらうことにした、④同日の夕方にX病院を再訪し、Z病院の紹介状を書いてもらった、⑤本日Z病院を受診し、レントゲン撮影をした、⑥Z病院の担当医からは「回復しているから大丈夫。」、「コルセットを外してもいい。」と言われた、⑦同担当医から「今後は病院に行く必要はなく、続けて回復を待てば良い。」と診断され、⑧11月4日のX病院の予約をキャンセルした等であった。

(9) 令和5年11月13日

担任は■■■Aの保護者から、治療費について自費診療にする旨、電話連絡を受けた。

(10) 令和5年11月14日

学校は■■■Aの弁護士と言われる人から電話連絡を受けた。内容は、①■■■Aの保護者からの依頼で、■■■Bに関する情報が知りたい、②第三者行為による災害で、医療費の請求、慰謝料の請求をするためである等であった。学校は市教委と相談し2週間を目処に回答すると伝えた。

(11) 令和5年11月27日

学校から■■■Aの弁護士と言われる人へ架電した。■■■Bの保護者の同意なく情

報提供することはできないと伝えたところ、■ Bの保護者に説明をして情報提供して欲しいことを旨とする要求があった。

■ AはZ病院を受診（再診）。

(12) 令和5年11月28日

担任は■ Aの保護者から電話連絡を受けた。その内容は、①怪我の完治を証明するための11月27日にZ病院を受診した、②Z病院の担当医は10月23日のレントゲン写真を見て診断書を書いてくれた等であった。担任が11月27日Z病院の受診の経緯を■ Aの保護者に確認すると、■ Aの弁護士と言われる人から完治の証明が必要なので診断書をもってきて欲しいと言われたためであることが分かった。

(13) 令和5年11月29日

学校は■ Bの保護者に来校を依頼し、校長・教頭・担任と■ Bの保護者で面談を行った。学校は、■ Aの弁護士と言われる人から■ Bの保護者の情報提供依頼を受けていること等を説明した。

(14) 令和5年12月4日

学校は■ Bの保護者と面談を行った。■ Bの保護者からは、①■ ■、②■ ■、③■ ■の3点を電話にて報告してほしい、④■ ■が話された。

(15) 令和5年12月5日

学校は前日の■ Bの保護者からの依頼を受けた3点について、教頭が■ Bの保護者に電話で報告を行った。

(16) 令和5年12月7日

学校は、■ Aの弁護士と言われる人から、法第28条に基づいて加害■ の情報提供を依頼する旨の連絡を受けた。その後、校長から■ Aの弁護士と言われる人に架電したところ、①法第28条に基づいて、加害■ の氏名、顔写真、保護者名、住所、連絡先の開示を求める、②応答しない場合はこども家庭庁などの監督官庁に報告する、③市教委とも相談しFAXで回答して欲しい等と話があった。校長は市教委に報告しようと架電したが担当者は不在だった。

同日、市教委にも■ Aの弁護士と言われる人から電話があったが、担当者は不在だった。

(17) 令和5年12月8日

市教委が■ Aの弁護士と言われる人に架電した。■ Aの弁護士と言われる人から①■ Aと■ Aの保護者共にいじめ事案として扱って欲しいと言っている、②調査の主体は学校としても良いと申し立てを受けた。

(18) 令和5年12月12日

担任が■■■Aの保護者に架電した。■■■Aの保護者からは、■■■Aの弁護士と言われる人からスポーツ振興センター災害給付に係わり①学校にどのような書類を提出したか、②その書類のコピーが欲しいと言われているとの話があった。担任は養護教諭に確認して連絡すると伝えた。

(19) 令和5年12月13日

学校はスポーツ振興センター災害給付に係わる書類の写しを■■■Aの保護者に渡した。

(20) 令和5年12月26日

校長は■■■Aの弁護士と言われる人から電話があり、「加害■■■についての情報を速やかに文書でもらえると思っていたがまだできないのか。」と催促を受けた。校長は、「ガイドラインに基づいて重大事態の調査に取り掛かる。」等と説明した。

(21) 令和6年1月10日

校長・教頭・担任・養護教諭が■■■Aの保護者と面談し、■■■Aの保護者から正式にいじめ重大事態として申し立てを受けた。その際、学校は改めて重大事態の進め方の概要を伝えた。

(22) 令和6年1月12日

学校管理職らが、■■■Bの保護者に、■■■Aの保護者から正式な申し立てがあったことを伝えた。■■■Bの保護者からは、①■■■、②■■■、③■■■、④■■■等が話された。

2 学校の設置者の対応について

(1) 令和5年12月8日

市教委が■■■Aの弁護士と言われる人に電話をした。「本人、保護者共にいじめ事案として扱ってほしいと言っている。調査の主体を学校にしてもよい。」と伝えられた。

(2) 令和5年12月26日 17時00分頃

■■■Aの弁護士と言われる人から市教委に、「重大事態の調査はどこまで進んでいるのか。」と電話があり、「まだ進んでいない。今晚(12月26日)に■■■Aの保護者に調査の概要について説明する。」と回答した。また、■■■Aの弁護士と言われる人から「情報提供は速やかに行うべき。加害者の住所・氏名は被害者に公開す

べき。」と言われたことに対しては、「可茂教育事務所に確認しながら進めており、調査はまだ始まっていない。」と回答した。

(3) 令和6年1月15日

令和6年1月10日に■■■■Aの保護者から学校へいじめ重大事態として正式に申し出があったことを受け、学校から市教委へ「学校いじめに関する重大事態の発生報告書」が提出された。

市教委担当者が可児市いじめ防止専門委員会（以下「防止専門委員会」という。）事務局に電話連絡し、いじめ重大事態が発生したこととその概要を伝えたいうえで、学校主体での調査になる可能性があるが防止専門委員会の弁護士に入ってもらえるか問い合わせた。

(4) 令和6年1月17日

市教委はいじめ重大事態の疑いがあるとして調査を開始することとした。

(5) 令和6年2月20日

第1回調査委員会会議が開催され、調査委員会が本事案について説明を受けた。

(6) 令和6年3月21日

第2回調査委員会会議にて、学校主体ではなく市教委主体とし、本調査委員会で調査すると決定した。

同日、市教委が調査委員会に諮問した。

(7) 令和6年4月10日

市教委担当者が■■■■Aの保護者に調査委員会の詳細調査前の説明を行った。

(8) 令和6年4月12日

市教委担当者が■■■■Bの保護者に調査委員会の詳細調査前の説明を行った。

3 学校及び学校の設置者の対応に係る考察

(1) 学校の対応

ア 暴力事案としての対応

文部科学省は「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、「暴力行為」を「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」として調査している。生徒指導提要（文部科学省令和4年12月改訂版）には、暴力行為が発生した場合の対応として、①第一に暴力行為の被害を受けた児童生徒等の手当と周囲の児童生徒等の安全確保、②対応について早急に校長等の管理職の指示を仰ぐ、③保健室での手当、④暴力行為に及んだ児童生徒・被害を受けた児童生徒等・目撃した児童生徒等からの聴き取り、⑤関係する保護者への連絡等が必要であることが記されている。

本調査報告書「第5」「4」「(2) ■■■ Aと■■■ Bのトラブルの経緯」のとおり、「②■■■ Bが、■■■ Aの頬を1回叩いた。続けて叩いた。蹴った。」、「③■■■ Aは、怒鳴り、体を反転させながら、■■■ Bのことを強く押した。その際、机の角に■■■ Bの背中が当たった。」という行為が確認されている。これは、「故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」に値し、暴力事案であったことは確かである。

暴力事案としての対応については、本調査報告書「第7」「1 学校の対応について」のとおり、担任らは、■■■ Aと■■■ Bを離した後、保健室での手当と聞き取りを行った。また、当日中に■■■ A・■■■ Bの保護者へ報告がなされていた。事案の報告については当日のケース会議にて、担任と養護教諭から校長に報告がなされていたことは学校聴取の際に確認ができた。

以上、暴力事案としての対応は概ね適切に行われていたことが確認できた。

イ いじめ事案としての対応

いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定。平成29年3月改定版。以下「国のいじめ基本方針」という。）5頁には「けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。」とある。また、生徒指導提要149・150頁にも、「暴力行為はいじめに該当する場合も多いので、いじめ案件として対応することも必要になる」ことが記されており、暴力事案を認知した際には、いじめの有無を確認することが求められている。

学校聴取によると、本事案発生後、当該校においてはケース会議が開催されていたが、いじめであるか否かの判断はなされていなかった。これについて管理職は「経験則からいくと、これをいじめと認定し難いところがあったので、最初は暴力事案として対応していた。」と述べていた。学校がいじめの事案であることを認識したきっかけは、令和5年12月7日に■■■ Aの弁護士と言われる人から「法第28条に基づいて加害■■■ の情報提供を依頼する。」と連絡を受けた際であった。

以上、暴力行為を認知した時点でいじめの有無を確認するべきであり、いじめとの認知と対応は後手に回ってしまったことは指摘せざるを得ない。

ウ 困難課題としての対応

国のいじめ基本方針26頁に、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織には、「必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される」とある。いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関しては、平時から専門家を活用し、教員の専門性を超える課題を抱えた場合には、その問題解決に精通した専門家を活用すべきである。また、いじめの問題を複雑化させないためには、「できるだけ早い段階から、SCやSSW等と交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を進

めることが求められ」ることも生徒指導提要137頁に明記されている。

学校は、令和5年10月10日「 を受け取って良いのか分からない。」、令和5年11月13日「治療費について自費診療にする。」等と、 Aの保護者から謝罪金の扱いや治療費に係る連絡を受けていた。 Aの保護者は当時の心境について「先生を通して（医療費を支払うように Bの保護者に）『言ってください』というのもちよっとおかしいかな。」、「そこまで先生にさせるのもちよっと違うかなというのがあったんで、弁護士さんに話した方が早いかなと思って」いたことを調査委員会の聴取で話した。 Aの保護者が教員に対して相談をためらったのは、 Aの保護者の主訴が教員の専門性を超えるものであったからだろう。しかしながら、 Aの保護者の話ぶり、連絡の頻度や内容、もしくは、スポーツ振興センター災害給付に係る書類のやり取り等をきっかけに、 Aの保護者の主訴を予測なりとも把握することが可能であったのではないかと考える。

本事案においては、令和5年12月8日、市教委担当者がスクールロイヤーに相談した。しかしながら、課題の未然防止に詳しいスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）の活用や、「ケース会議」や「教育相談委員会」等でスクールカウンセラー（以下「SC」という。）を活用した事実は確認できなかった。

以上、早期から多角的な視点での問題解決を図る等、問題解決に向けた対応や体制が不十分であったことは否めない。

(2) 学校の設置者の対応

当時の市教委担当者によれば、校長から本事案の報告を受けたのは11月15日だったが、その時点では暴力行為だとみなし、いじめ事案だとは捉えていなかった。これについては、国のいじめ基本方針5頁に「けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。」と記されていることから、暴力行為だとしてもいじめが起因していないか確認すべきであった。

このように初動については問題があるが、令和6年1月15日に学校から市教委へ「学校いじめに関する重大事態の発生報告書」が提出された後の対応については、関係法令等に則り、概ね適切に行われていたことを確認した。

第8 当該事案への対応及び再発防止策の提言

1 学校への提言

(1) 児童生徒の安全に目が行き届く組織づくり

本事案は教職員不在の で発生した。児童生徒の心身にはより一層の理解と配慮が必要とされる特別支援学級である。事案発生直後には、 A、 Bはもちろんのこと、事態を目撃した 全員が動揺を示す事態となった。中には泣きじゃくる もあり、彼ら一人一人が受けた心理的な負荷が

大きかったことが想像できる。もし■■■Bと■■■Cのトラブルを教職員が仲裁できていたとしたら、■■■Aの骨折も防ぐことが出来ていたかもしれない。

とはいえ、教職員や支援員は日々人員不足の環境下で苦慮している。調査委員会による学校聴取の際にも「やっぱり人がいないということはすごく大変。」、「何かあっては命に関わるし、人生に関わる。」ことを念頭に「細心の注意を払っている。」、「本当に目が離せなくてトイレも行けない。」ような勤務環境であることが涙ながらに語られた。

国のいじめ基本方針10頁には、いじめの未然防止等のために国が実施すべき施策として、「いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保」、「教員の目が行き届き、児童生徒一人一人に対してきめ細かく対応できる環境を整備する」とある。

再発防止のためには、教職員が児童生徒の安全に目を向け続けることができる環境や組織作りが必要であるため、教職員の増員が望まれる。しかしながら、教育現場における慢性的な人員不足の問題は、当該校の努力によって解消しうるものではないだろう。これについては、学校の設置者である市教委、ひいては岐阜県教育委員会や国が取り組むべき課題でもある。人員不足の課題は管轄する機関へ託し、各学校においては「組織づくり」や「運営方法」の工夫を成し、児童生徒の安全に対し途切れることのない見守り体制を実現してほしい。

(2) 専門家の積極的な活用

学校聴取によると、学校は専門家（SC）の活用を検討したものの「親御さんと子どもさんと合う合わないがある。」、「合わないというふうになると、もう申し込んでいらっしやらない。」ことを理由に、活用には至らなかったことが分かった。

SC・SSW等の専門職は、相談者への直接支援だけを担うわけではない。「生徒指導部会」、「教育相談部会」、「スクリーニング会議」や「ケース会議」への参加が可能である。カウンセリングや面接のような直接支援だけでなく、間接支援や支援者支援等、平時における専門家の活用方法には幅がある。いじめ事案においても、被害者・加害者への直接的支援の他、アセスメントの実施、教職員支援など、専門性の活かし方は様々である。

国のいじめ基本方針28頁には、いじめの防止等の対策のための取り組みとして、学校いじめ対策組織には「外部専門家を当該組織に参画させ、実効性のある人選とする必要がある」とある。学校においては、学校管理職や教育相談コーディネーターが専門家の活用についての判断や采配を担う。その担当者が専門家の活用の幅を知らなければ、実効性のある人選は実現しない。他市の多くは県に採用されるSC・SSWのみで運用する中、可児市には市が採用するSCとSSWが存在する。このように充実した支援体制は誇るべきものであるため、専門家が有するそれぞれの専門性をより深く理解し、その活用を押し進めることが求められる。専門家の活用例については、本年度岐阜県教育委員会学校安全課が改訂した「SC・SSW等活用ハンドブック」を参考にされたい。

また、教職員は、平時から在籍する児童生徒の有する「障壁」や入級の理由、生

活環境等を把握しておく必要があるだろう。なぜなら、在籍する児童生徒が有する個性は十人十色であり、対応においては、彼ら一人一人の個性や配慮事項に応じたアプローチが求められるからである。

在籍児童生徒を理解する際、SCやSSWのアセスメントや児童生徒の担当医の治療方針を知ることが有効であることは自明である。これに加え、児童生徒の有するリスクを把握し未然に対応しておくことは、事態を深刻化させないための措置として非常に有効である。その手段として文部科学省は、令和2年3月に「スクリーニング活用ガイド」を刊行している。また生徒指導提要においてもスクリーニング会議の実施は推奨されている。これらを手引きとし、支援を要する児童生徒、ならびに、彼らの背景について、より一層の理解を深められたい。

(3) いじめについての適切な見立てと報告

国のいじめ基本方針5頁には「いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。」とある。そこでは紛れもなく「法のいじめ」の認知を行うのであるが、これが適切に遂行されるためには教職員が「法のいじめ」について理解が得られていることが必須条件になる。国のいじめ基本方針には、いじめの認知を適切に行うための要件「一定の人間関係」、「物理的な影響」、「心身に苦痛を感じている」についての注釈がなされているため、これも再度確認すべき項目である。いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省令和6年8月改訂版。以下「新ガイドライン」という。）6頁にも同様の指示がある。学校は平時から「全ての教職員が、法、基本方針、本ガイドライン及び『生徒指導提要（改訂版）』を理解し、学校いじめ基本方針の効果的な運用により、いじめの積極的な認知や早期発見・早期対応を徹底する」必要がある。これらのコンプライアンスはすべての職員が対象になることを重ねて確認されたい。

また、本事案のように、児童生徒間の暴力事案については、「法のいじめ」の要件に当てはまるケースが大半である。そのため、暴力事案対応には、「いじめ」対応を付随させることが事案の深刻化を防ぐ点において有効な手立てになるだろう。一般的に、学校で起きた暴力事案は学校から市教委に定期報告がなされている。このシステムを活用すれば、「法のいじめ」は、学校と市教委との二段階で確認することが可能になる。報告の際に使用される記録用紙やフォーマットに「法のいじめ」や「いじめの要件」の詳細を掲載し、報告する暴力事案がいじめに当たるかについてのチェック項目を追加すること等で、いじめの見逃ごしを防ぐことができるのではないだろうか。これは新ガイドライン7頁が示す「様々な情報を効率的に記録し、保存するための、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えておく」という、学校がいじめ重大事態に対して平時からの備えとして行うべき措置のひとつを満たす一助にもなり、各所の負担を増やすことなく実現できる策である。この点については後述する「2 学校の設置者への提言」にも関わるため、「(1) コンプライアンスの遵守」、「(2) 記録とその保管」を参照されたい。

(4) 提言の実現

_____、本調査委員会は令和4年3月11日に調査報告書を提出している。そこに示された5つの再発防止に係る提言を見直し、その実現に取り組まれない。

2 学校の設置者への提言

(1) コンプライアンスの遵守

いじめに関する法令等は、常に見直されている。令和6年8月30日に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が改訂されたことは記憶に新しいが、本事案が発生する前にも文部科学省初等中等教育局児童生徒課から令和5年7月7日に「『いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト』の配布について（事務連絡）」が出されている。そのチェックリストは編集可能なファイルで配布されたため、各学校や学校の設置者が編集することも可能だが、これを市教委で活用した形跡がない。

可児市いじめ防止基本方針（以下「市のいじめ基本方針」という。）は、その最後に市のいじめ基本方針の検証について「市は、この基本方針について次に掲げる指標を参考数値として総合的に評価を行い、3年毎に見直しを行う。」と記しているが、3年を待たずして実態に応じた改正を柔軟に行っているときもある。このように今後も、いじめに関する国の法令等だけでなく、生徒指導や教育相談等に関する方針が変更された際にも、可児市のいじめに関する法令等も見直すようにし、コンプライアンスを遵守しなければならない。

特に、令和5年4月1日にこども家庭庁が発足し、こども基本法（令和4年法律第77号）が施行されてからは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こどもまんなか社会の実現に取り組むようになった。これに伴い、従来文部科学省でなされてきたいじめ防止対策は、引き続き文部科学省が主導しつつ、地域におけるいじめ防止対策の体制構築等の学校外のアプローチについてはこども家庭庁が担うなど、より重層的に対応するようになっている。このような視点からも、可児市のいじめに関する法令等を見直してほしい。

(2) 記録とその保管

本事案が発生したのは令和5年9月29日である。学校はその日に暴力事案として市教委に一報を入れたとするが、市教委担当者は校長より報告を受けたのは11月15日だとする。これらは当時の市教委担当者のメモに記されていたものだが、その他のことで日時がはっきりしないものもあった。新ガイドラインには「日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理することも重要である。」、「そのため、学校では、様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えておくことが考えられる。」とあるが、このことは市教委にも言える。

市教委では、いじめと暴力行為、希死念慮については、基本的に月末に学校から

報告してもらうことになっている。その際の記録用紙は、岐阜県教育委員会の指導の下、いじめ・暴力行為・希死念慮それぞれに様式が異なっている。これらについて統一できる場所は様式を一緒にしたり、月末を待たず事案が発生したら速やかに市教委へ報告する等、学校現場の負担を増やすことなく、情報が速やかに市教委へ届くように改められたい。

(3) 市教委による組織的な対応

可児市教育委員会の事務組織等に関する規則（平成6年可児市教育委員会規則第7号）によれば、市教委事務局には教育総務課と学校教育課があり、第10条に学校教育課の分掌事務として「(1) 学校の組織、編成、教育課程、学習指導、生活指導及び職業指導に関すること。」が記されている。いじめに関しては、この「生徒指導・・・に関すること」に含まれることから、そもそもは学校教育課が所管すべきものである。

「令和5年度可児市教育委員会事務の点検・評価報告書（令和6年度実施）」には、学校教育課が「いじめの未然防止と早期対応の充実」のため、「校長会・教頭会・生徒指導主事会で、いじめの未然防止や早期発見に重点をおいて指導を継続した。さらに、いじめが重大事態に発展しないような初期対応のあり方についても研修を行った。」こと等が確認できた。一方で「いじめ重大事態調査委員会を速やかに招集し、説明に努めた。」り、「委員からの質問に対する回答や資料提供など、適切に対応した。」ことは教育総務課が行った業務となっている。このように「いじめの未然防止・早期対応」といじめ重大事態が発生したときで担当課が異なっていることは、可児市教育委員会の事務組織等に関する規則第10条に規定する学校教育課の分掌事務(1)と齟齬が生じている。

もとよりいじめに関する対策は、市のいじめ基本方針に記されているように「いじめの防止」から「いじめの早期発見」、「いじめへの対処」、「当事者へのケア（見守り）」の4つを遺漏なく行う必要がある。そしてこれらは、特段の理由がない限り、可児市教育委員会の事務組織等に関する規則に従えば、学校教育課が担うことになる。仮にこのまま学校教育課と教育総務課の2課に分けるのであれば、「この人だったらできる/できない」と人によって振り分けたり、その時々で担当を変えるのではなく、そもそも組織としてどうあるべきか考えるべきである。そのうえで、どちらがどこまで行うのか業務内容をはっきりさせ、2課が連携する方策を検討してほしい。

またいずれにしても、その業務に漏れがないように対応マニュアルを作成するなど、市教委において組織的に対応できるように整備されたい。

(4) 人的体制の整備

法第14条第3項には「教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。」とあるが、現状では市教委にこの「い

じめの防止等のための対策を実効的に行う」ための組織がない。

これは法律上は任意設置の組織だが、法第28条第1項に定める学校の設置者が設ける重大事態の調査組織と兼ねることもできることから、現状の「可児市教育委員会いじめ重大事態調査委員会」の名称変更や条例改正等により、本調査委員会に担わせることが可能である。可児市の市長部局には防止専門委員会があるが、これは条例第13条第1項に「委員会は、いじめに関する市長の諮問に応ずるほか、通報又は相談のあったいじめについて、その解決を図るために必要な調査、審査、審議又は関係者との調整を行います。」と記されているように、「通報又は相談のあったいじめ」への対処を行う組織である。そのため、市のいじめ基本方針に書かれている4つの対策のうち、通報・相談のあった「いじめへの対処」、「当事者へのケア（見守り）」は担えても、通報・相談のない「いじめへの対処」、「当事者へのケア（見守り）」や通報・相談の有無にかかわらず「いじめの防止」、「いじめの早期発見」を行うのは難しい。このことから、すべての子どもに対して「いじめの防止」から「いじめの早期発見」、「いじめへの対処」、「当事者へのケア（見守り）」を遺漏なく行うため、市教委は「いじめの防止等のための対策を実効的に行う」ための組織である附属機関を、早急に設置する必要がある。

(5) 財政上の措置

本調査委員会の委員は多くが職能団体から推挙されており、そもそも他に本業がある。本調査委員会は6名が委員となっているが、これらが集まり委員会を行うための日程が調整できるのは、せいぜい月に1回程度である。ただし、委員は委員会に出席する以外に、個々で学校や市教委等から提供された膨大な資料の読み込みやその整理、追加資料の提供依頼、関係法令の確認、委員や事務局との対面やオンライン、電話、メール等での情報共有や意見交換、聴取に関する打ち合わせ、それらをまとめた報告書執筆など、多くのエフォートを割いている。

また、特に不登校の子どもの場合、進級して学年が変わったり、
ことで、環境が変わって登校できるようになることもある。本
事案も当該 が
と思いつつ、対象児童生徒やその保護者の「いじめの事実関係を明らかにしたい」、「何があったのかを知りたい」という切実な思いを理解し、事実関係を可能な限り明らかにし、調査結果を対象児童生徒・保護者等に対して適切に説明するためには、拙速にならないように慎重さが求められ、心身ともに非常に負担が大きい。

その上、本調査委員会では本事案と同時期に別の重大事態調査も同じ6人の委員で担うことになったため、その労力は単純に考えても2倍となった。このようなときには条例第21条第3項に「教育委員会は、複数の重大事態の発生その他必要と認める場合は、第1項に規定する人数を超えて調査等が必要な事案ごとに、3人以内を調査委員会委員に委嘱することができます。」とあるので、今後はこのように事案ごとに委員を分けて、同時期に複数事案を担当しないように調整すべきである。

調査委員会の委員はそれぞれの分野の専門職であるが、過度な業務負担があると

調査そのものに支障を及ぼす可能性もある。法第10条には「国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」とあることから、重大事態の組織や調査についても財政基盤を整えられたい。

(6) 防止専門委員会との有機的な連携・協働

前述のように、可児市には「通報又は相談のあったいじめ」への対処を行う市長部局の組織として防止専門委員会がある。この防止専門委員会は、市のいじめ基本方針によると「専門委員や事務局職員が定期的に（ほぼ2ヶ月に1回）市内小中学校を訪問し、相談で関わった子どもたちの状況について教職員から説明を受けることとする。」となっている。

本調査委員会が調査をした後、答申を出している。

を訪問している防止専門委員会の委員は、

と聴取において述べた。ただし、このことについて規程等に記されたものはない。そのため、以後、重大事態に関係する子どもたちのフォローはどこが行うのか検討した後、仮に防止専門委員会が担うとするのであれば、それを職務として明文化すべきである。

また条例第13条第2項に「市長は、法第28条第1項の規定による調査に並行して行う調査及び法第30条第2項の規定による調査を、委員会に行わせることができます。」と規定があり、防止専門委員会は再調査と並行調査を行うことができるようになってきている。本事案について令和5年12月に当時の市教委担当者から電話で、重大事態になりそうな2事案の概要を説明し、そのうちの本事案については学校主体で調査委員会を作るが、そこに防止専門委員会の弁護士に入ってもらえないかという相談が、防止専門委員会事務局にあった。結果的に学校主体の調査にはならず、市教委主体の本調査委員会で調査することになったと事務局は報告を受けたが、令和6年1月25日の令和5年度第5回(72回)可児市防止専門委員会会議で、再調査とか並行調査のことがあるので、防止専門委員会の委員にも知っておいてもらおうと、事務局が本事案と同時期に発生した事案の合計2事案について、口頭で報告をしている。その理由としては、突然防止専門委員に再調査のお願いがいくより、事前情報を知っておいてもらった方が動きがスムーズにいくと防止専門委員会事務局職員が思ったからである。そもそもこのように再調査になる前に事案について防止専門委員会に報告する是非は問われなければならないが、この時に2事案とも事案発生から今後の予定まで、時系列で学校名も含めて報告している。ちなみに本事案について本調査委員会の委員が知ったのは、調査委員会事務局から事案が発生したので調査委員会を開く日程を調整したいとの依頼のメールが届いた令和6年1月29日であり、詳細については同年2月20日の第1回いじめ重大事態調査委員会で委員は事案についての説明を受けた。このように、結果として本調査委員会より先に防止専門委員会が知ることについても疑問を感じる。このようなことが守秘義務違反にならないように、ルール化すべきである。

総じて市教委と市長部局にある防止専門委員会が、有機的に連携・協働する方策も検討されたい。

(7) いじめに関する研修

可児市内の小中学校の教職員は、市教委や校内等の研修を受けるなど、これまでもいじめに関する研鑽を積んでいる。しかしながら、可児市では令和3年度の別事案に続き、令和5年度にも本事案が起きた。このように、短期間にいじめ重大事態が続いていることは重く受け止めてほしい。またこのことは、本事案が起きた学校だけでなく、市内全小中学校で「我が事」として受け止めるべきである。

そしてこのようなことを防ぐためには、従前の研修に加え、より実践で活かすことができるような研修を積極的に行ってほしい。具体的には、いじめに関する講義だけでなく、事例検討やロールプレイなどの演習も増やし、教職員の実践力を高めるはどうか。その際、学校や教職員の対応方法だけでなく、いわゆる「被害」「加害」と言われる^{〇〇}やその保護者がどのような気持ちでいたのか、その辛さや不安も理解してほしい。

(8) 提言の実現

本調査委員会は、令和3年度に^{〇〇}別のいじめ重大事態について調査し、令和4年3月11日に市教委へ答申を出した。そこでは下記のような5つの再発防止に係る提言を行った。

(1) コンプライアンスを重視した組織的な対応

- ・各学校の基本方針や「可児市いじめ防止基本方針」への十分な理解、方針に基づく適切な対応。

(2) いじめに対する組織的な対応

- ・初期対応の重要性、被害側の視点で捉えた組織的な対応。
- ・「可児市いじめ防止専門委員会」の積極的な活用、市教委における市長部局との連携。

(3) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの積極的な活用

- ・心理、福祉、医療等の専門的知識を有する者の学校いじめ未然防止・対策委員会への参画。
- ・事案に応じた専門的知識を有する者の初期段階での積極的活用、そのための市教委における学校への指導、体制の整理。

(4) 可児市におけるいじめ重大事態の対応体制について

- ・事案に応じて調査主体を設置者か学校とするかを選択できるように、現行体制の速やかな見直し。

(5) 再発防止に向けて

- ・市教委・市内小中学校全体で振り返り、改善し、本事案を活かすこと、学校はどう行動すべきであるのか、市教委は学校をどう支援すべきなのか検討を深めること。
- ・専門家を活用した「SOSの出し方教育」の充実。

「いじめの重大事態について（概要版）」より

これを受けて、可児市及び市教委は事案に応じて調査主体を設置者か学校とすることを選擇できるように条例や市のいじめ基本方針を、速やかに改正した。また翌年度よりSOSの出し方教育にも力を入れ、こども課や子育て支援課、健康増進課、福祉支援課と協力して、「SOSの出し方に関する教育」のビデオを作成し、市内で活用するなど、迅速に取り組んでいる。またこの間、市費で配置しているSCとSSWの活動時間や回数は年々増えている。このように市教委が令和3年度の提言を真摯に受け止めて対応していることについては、非常に高く評価できる。またこの提言にないことでも、例えば令和3年度の場合、学校教育課で生徒指導を担当する指導主事は外国籍の子どもたちのことも担当していたが、令和6年度からは生徒指導と外国籍のことでそれぞれ1名ずつ教員籍を配置している。このことによつて、今年度からは担当の指導主事は生徒指導に関することに専念できるようになった。このように、市教委は子どもたちや学校のためにたゆまぬ努力を続けている。

一方で、XXXXXXXXXX重重大事態が起きたということは、重く受け止めるべきである。特に防止専門委員会の積極的な活用や市教委における市長部局との連携については、本調査委員会が調査した限りにおいては、双方がその必要性を感じながら、具体的な方策が検討されていなかった。また本事案については初期の段階でSCやSSW等が当該校の学校いじめ未然防止・対策委員会に参画していたならば、結果は違ったのではないかと思われる。そのため、これまで調査委員会が提言してきたことについては、これからも改善するように努力されたい。

また市のいじめ基本方針に書かれている「可児市いじめ防止教育プログラムの開発・実践：教育委員会は可児市における学校が取り組んでいる内容について、大学の専門家等からの助言を受け、見直し、改善を図る。」など、まだ実施していないものについても、速やかに取り組まれない。